

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第4号

会議等結果報告書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	307
		決裁期日	平成24年12月25日
名 称	上富良野町協働のまちづくり推進委員会（第3回）		
日 時	平成24年12月19日（水） 午後1時30分～午後3時		
場 所	役場3階 第3会議室		
出席者	委員5人 町民生活課事務局3人 合計8名		

内 容

【進行：町民生活課長】

#### ◎ 会長あいさつ

会長：今日は年の暮れでもあるがお集まりいただきありがたい。特に12月に入ってから、我が町も首長を決める選挙があり、その後衆議院選挙ということで、何かしら国全体が落ち着かない中で、何とか私どもの町は落ち着きたいと思っているところである。そして、私たちの町にもまちづくりのいろんな関係機関があるわけだが、その根幹をなしているのが上富良野町の自治基本条例だと思う。あらゆる関係機関には、いろんな立場に基づいてまちづくりに率先して参加していただきたいと思っており、その基本がこの条例なので、慎重に進めていきたいと思う。皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと思うのでよろしくお願い申し上げる。

#### 議 題

##### 2 その他

###### (1) 推進委員会の今後の開催予定

会長：先に2回会議を開催し、この会の任務についてはご理解いただけたかと思う。今日は条例1つ1つの検証に入ることを事務局から聞いているので、よろしく願います。私たちは各団体から推薦を受け委員となっているので、法律のプロではないが、自治基本条例は町の憲法であることから、誰もが理解できるものでなくてはならない。非常に難しいものがある。ただこの難しい文字を並べているだけでは我々のためにならないということで、私たちがそれに基づいて議論し、改善を加えるということは、町民の責務にあたるということからこれを進めなければならないと思っているので、思うままのご意見を頂ければと思う。また今日は三島委員が途中退席されると聞いている。結果については事務局から後日改めてお聞きいただき、質問・意見を次回の会議でお願いしたい。また佐藤委員も欠席しているので、併せて同様に願います。先に次回会議の日程を決めさせていただきたいと思っている。事務局から説明をお願いしたい。

事務局：資料を配布したが、2回ほど開催させていただいた。最後に町長に提言書という形で、年が明けて11月4日に提言することをスケジュールの1つの目安として入れさせていただいた

いということと、会長の方からもお話があった各条文の読み込み、確認をしていただくことが欠かせないものだということが確認できたので、今日から各条項40条まで点検していく。次回を年明け1月18日頃を予定させていただいた。18日の午前9時半でどうだろうか。

委員：承認。

事務局：ではこの日に決めたいと思う。このスケジュールで進めるのでよろしくお願ひしたい。

## 1 各章・各条項の現状評価と課題について

会長：それでは事務局から先ほど申したように自治基本条例について、説明をお願いします。

事務局から資料1に基づき法令用語について説明。

事務局：皆さんには自治基本条例の第1章第1条から第11章40条まで条例を見直していただく。

これをすべてやれば会の目的は終わるので、そんなにたくさんやるわけではないということをご理解いただきたい。

### (1) 第1章「目的と理念」

事務局から第1条について説明。

会長：事務局から条文を読んでいただき、それについて確認してもらおう。この条例は町の憲法だが、いったん決まった以上は誰が何と言おうと基本的には憲法が優先する。この中で町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務等を定めることによりと書いてある。これらを定めることはその後に出てくることだと思う。

事務局：会長が言われたように町の憲法である。第1条についてはやっていないことはなく、あくまでも条文の目的である。

会長：目的を変えるということは大変なことなので、特に変える必要はないと私は思う。

委員：変える必要はないのではないか。

会長：それでは次に進みたいと思う。

事務局から第2条について説明。

会長：町民というのは町内に居住するもの以外の通勤するものも町民というとなっているが、一般的に定義付けられているのだろうか。

事務局：町民概念の多義性として、その中に居住するもの、住所を持っているもの、就業しているもの、就学するもの、事務事業を営んでいるもの、本店は違うところでやっても支店はやっているもの、あとは活動する法人として、会社だとかNPO法人もすべて入ったものを町民としている。

会長：これを定義づけたのは、条例ができた時なのだろうか。

事務局：そうである。

事務局：これを条文の中に全部事細かに書くとわからなくなるからすべて含めている。

会長：あと、第1号の町民、議会、及び町の三者すべてとなっているが、区切りがわからない。

事務局：上富良野町の自治を構成している町民というのは、次の号で全員が入っている。町の定義も町長をはじめとするすべての執行機関と定義しているので、あとこれに入っていないのが議会であるため、これに議会を入れている。

会長：三者をいいますではなく、すべてとなっているがこれはどうなのだろうか。

事務局：三者すべてを包括するという意味で、三者以外にないということである。

会長：直さなくてもいいだろうか。

委員：いいのではないだろうか。

事務局：この4年の中で社会の変化とともにこういう言葉が変わるかということと変わらないということかと思う。

会長：それでは次に行きたいと思う。

事務局から第3条について説明。

会長：基本理念である。非常に難しいが何かご意見あるだろうか。

事務局：この条文の中でやっていないことをやるようにするというものではない。

委員：町章と町民憲章の経緯があって作られており、現状としてはうまくいっているのではないかと思う。

事務局：未来永劫変わらない理念があるから、この条例の中ではこの言葉でそれをわかりやすくしたということである。

会長：それでは次にいいだろうか。

委員：承認。

## **(2) 第2章「まちづくりの基本原則」**

事務局から第4条、第5条及び第6条について説明。

会長：基本原則などがわからない町民がほとんどではないかと思う。我々の目的とするところは、この条文を確認し合って何もなければそのまま行こうということ、その条文に基づいてどのように町を変えていくかというのはその次の問題になる。この条文そのものもいいか悪いか確認しあうが、これはいいのではないか。むしろこの条文を基に町の行政が行われているのかとか、活発な活動が行われているのかというのは次の段階だと思う。町民にこの条例があるのはどのような方法でお知らせしているのだろうか。

事務局：条例ができる時や作る時は広報で周知し、自治基本条例解説書も各家庭に配っているが、直接生活に影響するかどうかである。去年は広報で協働のまちづくりの会議の内容をお知らせしていた。

事務局：自治基本条例は配られているがなかなか読むのは難しいため、協働のまちづくりの概要版を作って出している。これはQ&A形式というか、子どもがお母さんに協働のまちづくりについて聞く会話形式のものになっている。これがどれだけ読まれているか読まれていないかということも検証もしたいということもあって、アンケートを実施したい。

会長：今後の展開について話し合えば、時間がいくらあっても足りないので、これが読まれているかは別問題として、この条文が基本理念となっている以上はこれに基づいてやっていくということによろしいだろうか。

委員：承認。

## **(3) 第3章「町民の権利と義務」**

事務局から第7条について説明。

会長：知る権利というのはどこまでが範囲になるのか。

事務局：解説に書いてある情報公開条例は自分たちの知りたい情報を求めて知ることができる。しかし、それが教えられるか教えられないかは個人情報保護条例があり、そこに抵触するものについては情報提供できない。職員の研修で話された内容として、地方自治法では役務の提供をひとしく受ける権利と、その負担を分任する責務があり、憲法では国民の義務と権利が謳われている。しかし、情報を知る権利やまちづくりに参加する権利はどこにも書かれていないため、この条例では町民の権利に、知る権利、参画する権利、サービスを等しく受ける権利がある。また、権利の行使をすることも必要ということも定めているという研修を受けた。要するにまちづくりに関しては法令その他では謳われておらず、町が作らなければならないので、この条例に入っているということになる。

会長：町民を守っている条例だと思う。それでは次に行きたいと思う。

委員：承認。

事務局から第8条について説明。

会長：これはいいだろうか。

委員：承認。

事務局から第9条について説明。

会長：これはその通りである。このままでよければ進みたいと思う。

委員：承認。

#### **(4) 第8章「地域防災」**

事務局から第33条について説明。

会長：これもこのままなのではないか。

事務局：協働のまちづくりという言葉がよく使われ出したのは、阪神淡路大震災がきっかけで、助かった人のほとんどが自分で逃げた人と周りの人たちの助けられた人で、最後が行政なので、それによって協働が大事だということが見直されるようになった。地域防災をあえて載せているのは、協働の理念がこういう部分にあったということで、町では地域防災計画も立てて、見直しもしようとしている。地域はこれに基づいて以前から全住民会にはあるがほとんど停止状態のところが多かった自主防災組織の活動を自治基本条例の制定とともにやらなければならないということで、地域防災計画でもそういうことを謳っているが、条例でも謳っている。その結果、地域の人たちの機運もだんだん高まり、防災組織が機能して、要援護者のマップ作成や防災士の育成をするので、地域での対応をしてほしいということである。町の責任としてやっていることで、地域も頼むということが協働ではないかと思う。

会長：特に私たちの町では不可欠なもので、必然的に入ってきていることだと思う。それでは次に進みたいと思う。

委員：承認。

事務局から第34条について説明。

会長：全体の総括的に意見があればお伺いする。特にないようなので次に進みたいと思う。

## **2 その他**

### **(2) 新年度に向けた取り組み予定（町民アンケートの実施予定）**

事務局：町民アンケートは1000世帯取ろうと思っている。冒頭の会議の開催予定に入れたが、アンケートの中身についても皆さんにご意見をいただく場をもうけさせていただきたい。

また、先ほど退席された三島委員と佐藤委員が欠席なので、皆さんも含めて今日何を確認したか、共通の認識を持ってもらうために会議録を送る。

そして、町内に3つ目のNPO法人ができた。今までNPO法人の活動紹介などの情報提供の場がなかったかと思うので、協働のまちづくり推進委員会で各NPO法人の活動を町民の皆さんにお知らせする場を設けてはどうかと思う。協働のまちづくりとして、情報を皆さんに伝えなければならなく、広報誌も読んでいただいているが、それと合わせて情報提供の場を1つ持てないかと考えている。主催者は町でもいいかとも思ったが、町よりもこの委員会が自治基本条例に基づいて情報提供のために動いたほうが良いとも思った。

会長：お互いのコミュニケーションを図るためには非常にありがたく、いいと思う。

事務局：それではこの会が主催で、町が共催ということにしたい。

委員：承認。

### **次回会議の日程**

会長：次回の会議は1月18日（金）の開催を予定する。